測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
関東地方整備局下館河川事務所	地図及び簿冊の名称 地図及び簿冊の名称 坂手築堤用地取得に伴い作成した図面及び調査簿	測量及び調査を行った地域 筑西市下向字坂手・女城・女夫沼・字岡ノ内・字岡ノ内神細坂・字向台・字玉台・字玉台の各一部
事中部地方整備局岐阜国道事務所	直轄国道１５号岐阜東バイパス及び調用地取得に伴い作成した図面及び調査簿	岐阜県山田関市兎山田字貝利の一部
国中部地方整備局三重河川道事務所	直轄河川改修工事及び調用地取得に伴い作成した図面及び調査簿	三重県伊勢市中島二丁目の一部
設北海道開発局札幌開発建部	石狩川改修工事及び調用地取得に伴い作成した築堤及び護岸の図面及び調査簿	北海道北広島市南の里の一部
北海道開発局札幌開発建設部	石狩川改修工事及び調用地取得に伴い作成した築堤及び護岸の図面及び調査簿	北海道恵庭市北島・穂栄の一部
事北務海所道地開方発整局備長岡国道	一般国道７号六日町バイパス及び調用地取得に伴い作成した図面（区画整理）及び調査簿	新潟県南魚沼市余川の一部
再開発組合	本地区市街地再開発組合本地区市街地再開発ビル新築工事	東京都港区六本木七丁目１８番１号
再開発組合	六本木一丁目南地区市街地再開発組合	東京都港区六本木一丁目１１番２号

区定港区六本木一丁目１１番の一部地確調測区六本木一丁目１１番の一部地確査量図、簿港区六本木一丁目１１番の一部地確部定４六〇

公　告

諸　事　項

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	亡失年月日	亡失者所属官職氏名
徴収職員証票 収入官吏章 歳入歳出外現金出納官吏章	第408号	平成25年10月25日	群馬労働局桐生労働基準監督署 労働基準監督官　飯泉　幸男

上記のとおり、証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以後無効とする。

平成25年12月4日　厚生労働省

国営今金南土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営今金南土地改良事業（区画整理）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年12月４日

農林水産大臣　林　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営今金南土地改良事業計画書（区画整理）の写し

２　縦覧期間

平成25年12月５日から平成26年１月８日まで

３　縦覧場所

北海道瀬棚郡今金町及び久遠郡せたな町各事務所

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月４日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

１　処分をした年月日　平成25年11月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社明興テクノス　代表取締役　山ノ内文治　鹿児島県鹿児島市小松原１丁目10番８号　国土交通大臣許可（般・特―24）第8836号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全て。

⑵　期間

平成25年12月10日から平成25年12月12日までの３日間

４　処分の原因となった事実　株式会社明興テクノスの元経理部長は、同社の業務に関し、他者と共謀の上、完成工事原価の材料費、外注費を水増し計上することにより、法人税を免れようと企て、平成20年７月１日から平成22年６月30日までの２事業年度において、虚偽の法人税確定申告書を提出するなどの不正の行為により、法人税を免れたとして、平成25年４月18日に鹿児島地方裁判所から懲役１年６月（執行猶予３年）の判決を受け、同社は罰金3000万円の判決を受け、各々その刑が確定したものである。

このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第１８５４号

三重県鈴鹿市道伯３丁目10番18号

申立人　株式会社ナショナル商事

代表者代表取締役　瀬戸　孝仁

本籍三重県津市乙部2102番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所三重県津市、死亡年月日平成25年５月21日、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和27年１月26日、職業無職

被相続人　亡　市川　幸男

事務所三重県津市大倉12番13号

相続財産管理人　坂口　和規

津家庭裁判所

平成２５年（家）第２６２４号

京都市伏見区桃山水野左近西町４番地２

申立人　森　正明

本籍京都府久世郡城陽町大字久世小字芝ケ原98番地、最後の住所京都府城陽市大字久世小字芝ケ原98番地、死亡の場所京都府久世郡城陽町、死亡年月日昭和33年８月２日、出生の場所不詳、出生年月日昭和７年３月１日、職業不詳

被相続人　亡　吉田　勇

事務所京都市伏見区深草新門丈町17番地１518

相続財産管理人　行政書士　古川眞佐恵

京都家庭裁判所